

5 破産手続及び民事再生手続の費用について

札幌地方裁判所(令和元年10月1日)

		申立手数料	予納金	予納郵便切手
破産	同時廃止	1,500円	11,859円	①決定書等郵送不要の場合:84円×債権者数 ②決定書等郵送で受領の場合:84円×(債権者数+3) ③保管金提出書のみ窓口受領の場合:84円×(債権者数+2)
	管財(個人)	1,500円	申立後連絡	①決定書等郵送不要の場合:84円×(債権者数+公租公課庁数+債務者数+郵便囑託数) ②決定書等郵送で受領の場合:84円×(債権者数+公租公課庁数+債務者数+郵便囑託数+3枚)
	管財(法人)	1,000円	申立後連絡	84円×(債権者数+公租公課庁数+労働者数+債務者数+予備20~30), 10円×5枚
	債権者申立	20,000円	申立後連絡	管財(個人・法人)と同じ
個人再生		10,000円	13,744円 (個人再生委員が選任される場合は,原則213,744円)	①決定書等郵送不要の場合:94円×債権者数 ②決定書等郵送で受領の場合:94円×債権者数, 84円×4枚, 140円×1枚 ③保管金提出書のみ窓口受領の場合:94円×債権者数, 84円×3枚, 140円×1枚
通常再生		10,000円	事前連絡時に相談	84円×20枚, 10円×10枚のほか申立時に連絡